

氏名(本籍)	小池純子(東京都)			
学位の種類	博士(学術)			
学位記番号	博甲第5865号			
学位授与年月日	平成23年3月25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	わが国の触法精神障害者の現状と社会復帰に関する研究			
主査	筑波大学教授	博士(医学)	大久保 一郎	
副査	筑波大学教授	医学博士	中谷 陽二	
副査	筑波大学教授	博士(医学)	江守 陽子	
副査	筑波大学教授	Dr. juris	新井 誠	

論文の内容の要旨

(目的)

本研究では、変化を遂げている触法精神障害者処遇制度について、一般精神科医療に着目しながら現状を把握するとともに、一般精神科医療と医療観察法医療の接点において生じる問題と要因を、主に制度面から捉え明らかにする。またその結果をもとに、触法精神障害者に対する適切な医療サービスの提供に向けた方策を検討することを目的とした。

研究は3つで構成され、研究1では、従来、触法精神障害者処遇の一翼を担ってきた措置入院の現状を把握する。研究2において触法精神障害者の入院長期化の要因(社会復帰阻害要因)を模索し、研究3では、長期間入院している一般精神障害者と触法精神障害者の特徴を比較し、触法精神障害者に固有の特徴を明らかにすることを目的とした。

(対象と方法)

1 研究1

医療観察法前1年、施行後2年の間に、東京都のある自治体病院に措置入院をした全ての患者664名を調査の対象とし、人口統計学的データ、臨床データ、入院時の問題行動などを調べた。そして医療観察法施行前後の因子を比較した。また医療観察法の対象行為に相当する種類の問題行動が措置入院の要件となった33名を抽出し、検討を加えた。

2 研究2

ある自治体病院に10年以上継続して入院をしている触法精神障害者13名を抽出し、治療経過を詳細に検証した。研究3の対象者は、研究2の対象者を含む一自治体病院に10年以上継続して入院をしている精神障害者133名のうち、本人もしくは家族の同意が得られた110名である。対象者を「触法群」と「非触法群」に分類し、各群の特徴を比較した。

3 研究3

研究2の対象者を含む一自治体病院に10年以上継続して入院をしている精神障害者133名のうち、本人もしくは家族の同意が得られた110名である。対象者を「触法群」と「非触法群」に分類し、各群の特徴を

比較した。

(結果)

1 研究1

医療観察法施行前と施行後2年目の比較において、施行後に入院時の問題行動の「自殺企図」、状態像の「抑うつ状態」、「躁状態」の割合が増え、「幻覚妄想状態」、「人格障害」の割合が減っていた。しかし、それ以外の項目に有意差は認められなかった。事例検討の結果、全ての患者に急性期症状が確認された。

2 研究2

13事例について、入院後に引き続いて繰り返される問題行動と現在の精神症状に着目して分類を行った。この結果、「他害行為継続群」(2例)、「症状重篤群」(8例)、「『社会的入院』群」(3例)に分けられた。

3 研究3

「触法群」と「非触法群」の比較では、触法行為に関連する項目については「触法群」に有意に割合が高かった。家族関係に関する項目では、入院継続の希望が家族である場合が「非触法群」に多く見られ、受け入れ家族が不存在である割合は、「触法群」のほうが有意に多い所に相違が見られた。「触法群」に有意であった問題行動には、他人に対する殺人、傷害、暴行などが見られたが、「非触法群」にも家族への暴言暴力が確認された。両者ともに問題行動数は減少経過を辿っていた。

(考察)

医療観察法の施行によって、重大な他害行為を行った者が措置入院の対象から除外され、措置入院の医療的側面が純化されることが期待された。しかし調査時点では、医療観察法施行が措置入院に顕著な影響を与えているとは考えられなかった。また事例検討によって、医療観察法の対象になり得る患者が措置入院の対象になっていることが見出され、措置入院と医療観察法の対象者の選別が必ずしも明確に行われているとは言えない現状が推測された。

従来、入院契機が重大な他害である場合、社会復帰の困難さも、行った行為や継続する問題行動に関連づけて捉えられる傾向があった。しかし研究2の結果から、継続する問題行動よりも、精神症状が重篤であることのほうが重要な入院長期化の要因になっていることが示された。症状が重篤な場合のうち、特に陰性症状が重篤な患者では、触法精神障害者に特化した医療観察法医療に加え、長期的なケアを可能にする医療を受ける必要があると考えられた。

研究3でも、従来の考え方と異なった結果が示された。「触法群」と「非触法群」の特徴を比較したところ、家族関係の観点からみた特徴の相違があると考えられた。しかし問題行動の観点からは、両者の行った問題行動に相違はあるものの、問題行動が繰り返されること自体は「触法群」に固有の特徴ではないことが見出された。

3研究を通して明らかになったことは、救急医療的対応が必要とされる場面と、長期的な支援が望まれる場面では、精神保健福祉法の対象者と医療観察法対象者の選別が曖昧になりやすいことであった。この理由として、医療観察法は、実際の医療提供までの手続きに時間がかかるため、救急医療を施すことが困難であり、他方、医療提供期間が設定されているために長期医療を必要とする事例には馴染みにくい性質を持つことが挙げられる。このため現実的に精神保健福祉法が医療観察法を補っており、両者の役割を明確にした上で、合理的な連携を図る必要性が示された。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本研究は医療観察法の施行が精神障害者医療に与えた影響を把握することを目的として、ある自治体立精神病院を対象として、措置入院の状況の変化を分析すると共に、触法精神障害者の長期入院の要因を分析し、

社会復帰を促進させる要因を探った。その結果、医療観察法が措置入院に大きな影響を与えていないこと、また長期入院に関しては触法患者に固有の特徴がないことが示された。結論として、今後医療観察法医療と一般精神科医療との役割を明確にして、両者の連携の必要性が明らかになった。本研究は協力の得られた1つの精神病院での研究であり、その結果を一般化するには注意を要するものの、多くの示唆に富む結果を残している。

触法精神障害者に対する適切な処遇やそれに伴う社会復帰の促進は大きな行政課題であり、本研究成果はその一助として貢献できるものとして、社会医学的にも司法及び医療行政の視点からも価値ある研究と評価できる。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。